

(公印省略)

平成 27 年 11 月 4 日

保護者 各位

高山村立高山小学校

校長 山口 廣

平成 27 年度第 1 回学校評価の結果のお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、7 月に「学校に関するアンケート」へのご協力をお願いしましたところ、ご多用な中にもかかわらず多くのご家庭から回答いただきまして、誠にありがとうございました。

同様のアンケートを本校職員、児童も行い、その結果を参考に校内学校評価委員会で評価を行いました。

その後、10 月に学校評議員、高山村教育委員会、高山幼稚園、高山中学校の各関係者で学校関係者評価を行いました。その結果がまとまりましたので裏面の通りお知らせいたします。

本校では、学校評価の結果やアンケートでお寄せいただいた評価と貴重なご意見を真摯に受け止め、今後の教育活動の充実に反映させていく所存でございます。

また、12 月に第 2 回学校評価を実施いたしますので、そのときにも「学校に関するアンケート」へのご協力をお願いいたします。

高山村立高山小学校
TEL 0279-63-2001
FAX 0279-63-2648

(参考)

学校評価とは

学校評価は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づいて行います。群馬県教育委員会では、これらの法令に基づき、平成16年度に群馬県「学校評価システム」を策定しました。本校では、このシステムに基づき学校評価を行っています。

関連法令を掲載しましたので、参考にしてください。

【学校教育法】

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

【学校教育法施行規則】

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。